

一 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	1
二 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）（抄）	9
三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）	9

○ 農林水産省設置法の一部を改正する法律案参考条文

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務
 - 第一節 農林水産省の設置（第二条）
 - 第二節 農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
 - 第三章 本省に置かれる職及び機関
 - 第一節 特別な職（第五条）
 - 第二節 審議会等（第六条・第七条）
 - 第三節 施設等機関（第八条—第十二条）
 - 第四節 特別の機関（第十二条—第十六条）
 - 第五節 地方支部部局（第十七条—第二十二条）
- 第四章 外局
 - 第一節 設置（第二十三条）
 - 第二節 削除
 - 第三節 林野庁
 - 第一款 任務及び所掌事務（第二十九条—第三十一条）
 - 第二款 審議会等（第三十二条）
 - 第三款 地方支部部局（第三十三条—第三十五条）
 - 第四節 水産庁
 - 第一款 任務及び所掌事務（第三十六条—第三十八条）
 - 第二款 審議会等（第三十九条）
 - 第三款 特別の機関（第四十条）
 - 第四款 地方支部部局（第四十一条）
- 附則

(目的)

第一条 この法律は、農林水産省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第一項の規定に基づいて、農林水産省を設置する。

2 農林水産省の長は、農林水産大臣とする。

(任務)

第三条 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の發揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

- 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）に関すること。
 - 二 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
 - 三 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関すること。
 - 四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
 - 五 日本農林規格並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関する事を除く。）。
 - 六 飲食料品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 七 卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。
 - 八 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
 - 九 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 十 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。
 - 十一 所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
 - 十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
 - 十三 農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関する事務及び環境省の所掌に係る

農薬の安全性の確保に関するることを除く。）。

十五 農作物の作付体系の合理化に関すること。

十六 農林水産植物の品種登録に関すること。

十七 家畜（家きん及び蜜蜂を含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関すること。

十八 農地の土壤の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること。

十九 草地の整備に関すること。

二十 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること。

二十一 獣医師及び獣医療に関すること。

二十二 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事（経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関することを除く。）。

二十三 農業機械化の促進に関すること。

二十四 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。

二十五 農業経営の改善及び安定に関すること。

二十六 農業を担うべき者の確保に関すること。

二十七 農業労働に関すること。

二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事。

二十九 農地制度に関する事。

三十 農地の権利移動その他農地関係の調整に関する事。

三十一 農業構造の改善に関する事。

三十二 農業者年金に関する事。

三十三 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関する事。

三十四 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関する事。

三十五 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関する事。

こと。

三十六 削除

三十七 農住組合の設立及び業務に関する事。

三十八 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

三十九 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第一条第一項の豪雪地帯をいう。）の雪害防除及び振興に関する総合的

な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。

四十一 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

四十二 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。

四十三 農地の転用に関すること。

四十四 農業水利に関すること。

四十五 交換分合の指導及び助成に関すること。

四十六 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。）に関すること。

四十七 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

四十八 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

四十九 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

五十 市民農園の整備の促進に関すること。

五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

五十二 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。

五十三 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。

五十四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

五十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の規定による農産物の検査に関すること。

五十六～八十三（略）

八十四 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第五号に規定する保護増殖事業をいう。）に関すること。

八十五 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うこと。

八十六 農林水産技術についての試験及び研究に関すること。

八十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務

第三章 本省に置かれる職及び機関

第五節 地方支分部局

(設置)

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局
北海道農政事務所

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第三号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十一号（獣医療に係るものに限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(地方農政局の地域センター)

第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の地域センターを置く。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)

第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2 地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

(北海道農政事務所)

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

- 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- 2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道農政事務所の地域センター）

第二十二条 北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の地域センターを置く。

2 北海道農政事務所の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四章 外局

第一節 設置

第二十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省に、次の外局を置く。

林野庁
水産庁

第二節 削除

第二十四条から第二十八条まで 削除

第三節 林野庁

第一款 任務及び所掌事務

（長官）

第二十九条 林野庁の長は、林野庁長官とする。

(任務)

第三十条 林野庁は、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第三十一条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 審議会等

(林政審議会)

第三十二条 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。

2 林政審議会については、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款 地方支分部局

(森林管理局)

第三十三条 林野庁に、地方支分部局として、森林管理局を置く。

2 森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと（国有林野と一体として民有林野の整備及び保全を行うことを含む。）。

二 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関する事業の実施に関すること。

三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

4 3 森林管理局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

4 森林管理局の職員の服制は、農林水産省令で定める。

(森林管理局の所掌事務の特例)

第三十四条 森林管理局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前条第二項の規定の適用については、同項第二号中「森林の經營の指導並びに森林治水事業の実施に関すること」とあるのは、「森林の經營についての技術相談並びに森林治水事業を実施すること」とする。

(森林管理署及び支署)

- 第三十五条 森林管理局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、森林管理署を置く。
- 2 森林管理署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織並びに職員の服制は、農林水産省令で定める。
- 3 農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、森林管理署の支署を置くことができる。
- 4 森林管理署の支署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四節 水産庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第三十六条 水産庁の長は、水産庁長官とする。

(任務)

第三十七条 水産庁は、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保、水産業の発展並びに漁業者の福祉の増進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。

第一款 審議会等

(水産政策審議会)

第三十九条 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で水産庁に置かれるものは、水産政策審議会とする。

2 水産政策審議会については、水産基本法（平成十三年法律第八十九号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款 特別の機関

(広域漁業調整委員会)

第四十条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定により置かれる太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会は、水産庁に置かれるものとする。

第四款 地方支分部局

(漁業調整事務所)

第四十一条 水産庁に、地方支分部局として、漁業調整事務所を置く。

2 漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

一 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整に関すること。

二 水産資源の保護及び培養に関すること。

3 漁業調整事務所の名称及び位置は、政令で定める。

4 漁業調整事務所の管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

○ 農産物検査法（昭和二十六年法律第二百四十四号）（抄）

(照会)

第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対し、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 登録検査機関は、前項の行政機関以外の者で、品位等検査の適正な実施のため必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに対しても、照会をすることができる。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百十三号）（抄）

(都道府県が処理する事務等)

第五十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

3 前項の規定により地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。